



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『事業承継と相続』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

6

2015 Vol.139

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ 相続税申告・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険・不動産・営業支援代理店業
- ◆ 九州相続センター <http://www.fzc-souzoku.com>
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

恵みの雨、アジサイの花がきれいな梅雨の季節がやってきました。



今月は私が今、はまっている【酢タマネギ】を紹介します。

ある日我が家のテーブルの上に【酢タマネギ】の本が置かれていました。

その本を読んでもみると、酢タマネギの作り方、食べた人の効果と病院の先生が医者の不養生で、便秘、耳鳴り、慢性疲労などの症状に悩まされていた時に酢タマネギ効果でこの体調不良から脱することが出来たと書いてあるじゃありませんか！

そして酢タマネギは何物にも勝る「医」であり「薬」ですなんて書いてあります。

私は通院し出してもう何年も血圧のお薬などお医者さんの言いつけを守ってきました。なんとタバコまでも止めました。血圧を下げる薬をずっと飲み続けたいといけません。持病がなかなか改善しない人に酢タマネギを試して欲しいと書いてありましたので早速、酢タマネギ作ってみました。

★タマネギをスライスし、塩を少し振り掛けます（酢がしみこみやすい為）

★お酢にはちみつを混ぜます（舐めてみて食べれるくらいの味にする）

★瓶にお酢を入れてタマネギがひたひたになるくらいに漬ける

これだけでOKです。

毎日、朝晩漬物(サラダ)代わりに酢タマネギを食べ、漬けていた酢も少し飲みます。

最初は半信半疑でしたが、しばらく食べ続けてみました。

先日病院に行った時、血圧計が目に入り血圧を測ってみました。なんと**125の70**でした。以前は**140の80**くらいでしたのでびっくりして3回測り直しましたが同じでした。

なんと血圧が下がったではないですか！酢タマネギ効果大ですね(*^_^*)

★血圧が下がる

★血糖値が下がる

★ダイエットが出来る



作り方が簡単・お金がかからない・体によいタマネギや酢がいっぺんに取れる等。

この次はダイエットですが続ければ自然に体重は減ると書いてあったので頑張ってみます。

今では血圧計で毎日血圧を測り、データを病院に持って行って先生に見ていただくようにしています。

少しずつ病院の薬を減らして健康な体が作れるように自分なりに研究中です。

また何か良い結果をお知らせできればとワクワクしています。

皆様も必ず良い効果が得られと信じて、【酢タマネギ】を是非お試しくださいませ。

ありがとうございます。

(株)大成経営開発会長近藤記



会長ブログ：近藤会長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『事業承継と相続』について

みなさま如何お過ごしでしょうか？相変わらず国内外を行ったり来たりしています。最近特に相談が多い**事業承継と相続**についてお話させていただきます。

私たちの場合は、仕事から会社経営者や社長個人の事業承継や相続について相談があります。仕事としてアドバイスや申告をする機会が、最近特に多くなってきています。私が色々な事業承継や相続の相談を受けて感じる事は、**事業承継は社長としての最後の責任実行であり、相続は一個人としての最期の責任実行だと想います**。だがしかし、なかなか二つの問題は、大事な事であり緊急性を要しないので先送りになりがちで未解決のまま事が発生するケースが多いという事です。

事業承継は、経営において誰を次期社長に後継者として指名するかという事です。もちろん社長にふさわしい人ですが、考えられるパターンはいくつかあります。

- 身内
- 他人である社内の幹部
- 外部からの招聘
- M&A（売却）



出来るだけ業績が良ければ、廃業は避けたいものです。なぜなら、会社という組織は**ゴーイングコンサーン（継続企業）**が前提であり、**従業員の雇用確保継続という社会的使命がある**からです。

次に**相続**についてです。いま現在日本国内で何件もの相続税申告などの案件を抱えています。私は30年以上前から相続に関わってきて感じる事があります。一人間として遺言をしておく事は、責任であると。なぜなら、多くの身内の争続を親で見てきているからです。これでは遺産相続で、家族や身内がバラバラになり悲劇です。被相続人として哀しい限りです。

遺言書は、何回も書き直す事が出来ます。公証人役場で公証しておくことが大事です。

話は変わりますが、**エンディングノート**というものがあります。遺言書は、自己の財産についての死後の扱い方についての遺言です。エンディングノートというのは、**自分が亡くなった時に家族を含むお世話になった人への遺言**です。その性格は、遺産処理とお礼状くらいに違います。

エンディングノートの書き方や内容は色々ありますが、一般的なモノは以下の通りです。



- 死亡連絡先リスト
- 財産目録
- 葬儀に関する事
- 家族や友人へ伝えたい事
- 人生を振り返って言い残したい事 などです。

私の知っている方は、正月休みに毎年エンディングノートを書換えていらっしゃる方がいます。これは良い事ですね！！毎年気持ちも新たになりますし、人間として整理が出来ます。エンディングノートを書く事により、遺言書も書く事が出来るかもしれません。エンディングノートを気軽に書く事をみなさん考えてみては如何でしょうか？

最後になりましたが、事業承継や遺言について色々分からない事や相談したい事がありましたら、お気軽に各担当へご相談ください。私もそういう年齢に達しつつありますので、5年後10年後を考える年になりましたね？？みなさまの益々の発展をお祈りします。

創業の地：熊本県八代事務所にて



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

「結婚・子育て資金の一括贈与」

前月号では、「**教育資金の一括贈与**」を説明させていただきました。

今月号では、平成27年4月1日から創設された「**結婚・子育て資金の一括贈与**」について説明させていただきます。



■どのような制度なのか？

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して結婚・子育て資金の支払いに充てるために金銭等を贈与し、当該受贈者の名義で取扱金融機関に預入等した場合には、受贈者1人につき、最大1,000万円までの金額に相当する部分の価額について、贈与税が非課税となります。

■対象となる教育資金

- ①結婚に伴う婚礼、居住及び引越しに要する費用の内、**最大300万円まで**。
- ②妊娠、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料。⇒**最大1000万円**（①+②の合算）

■贈与者

受贈者(受け取る人)の**直系尊属**(曾祖父母、祖父母、父母)

■受贈者の年齢と贈与税の課税

- ①20歳以上50歳未満
- ②受贈者が50歳になった日に残額があれば、その年に贈与税が課税されます。

■手続き

- ①贈与者と受贈者との間で贈与契約の締結
- ②銀行等で専用口座を開設
- ③専用口座の開設時、受贈者の所定の申告書を銀行等に提出

■払い出し

専用口座から払い出しされた資金を結婚・子育て資金に充てた事を確認する為、**領収書等を銀行に提出**。

■その他

途中で贈与者が亡くなった場合は、亡くなった日における残高について、相続税の課税価格に加算されます。

■どのような人にメリットがあるのか？

実は、妊婦健診の一部無料化・出産一時金の引き上げ、未就学児童のみならず小学・中学を卒業するまで無料にしている市区町村も増えており妊娠・出産に関する、経済的支援は以前より、かなり改善されてきています。

また、結婚式費用、出産費用等も生活費の一部という事で言えば、贈与税の課税対象とはなりません。付け加えて、教育資金の一括贈与と比較して、贈与する側の相続税の節税対策の効果は少ないという事です。

よってこの制度のメリットを挙げるなら、その都度、贈与をする手間(贈与をお願いする手間)が省け、一括して贈与が出来る(受けられる。)という点でしょうか！その為、この結婚・子育て資金の一括贈与は有効なのか？と疑問がありますので、活用されたい場合は、前もってご相談下さい。



岡村泰

編集後記：梅雨の季節、6月になりました。九州地方はすでに梅雨入りしていて関東甲信と東海地方も梅雨入りしたようです。梅雨明けは平年より遅くなり、いつもより長い梅雨になるという予想だそうです。先日は北海道の十勝岳温泉で季節外れの積雪があるなど、今年も気象には注意が必要です。お気を付けてください。

